

ニュースポーツ器具等貸出要綱

1 貸出

- (1) 区老人クラブ連合会
- (2) 学区老人クラブ連合会
- (3) 単位老人クラブ
- (4) その他、公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）会長が貸し出すことを適当と認める団体

2 貸出方法

- (1) 貸出場所
市老連事務局とする。なお、器具の運搬は借受人が行うものとする。
- (2) 貸出手続き
 - ア ニュースポーツ器具を借受けるときには「ニュースポーツ器具借用申込書」（様式第1）を提出する。
 - イ 体力測定器具を借受けるときには「体力測定器具借用申込書」（様式第2）を提出する。
 - ウ 借受人は、器具返却のときに先に提出した様式第1及び2の所定の記入欄に器具の利用実績報告をするものとする。

3 使用料

無料

4 貸出期間

原則として2週間以内とする。

5 貸出器具一覧

貸出器具の種別については、ニュースポーツ器具は別表1、体力測定器具は別表2のとおりである。

6 その他

器具等を破損または紛失した場合の取扱いは、原則として借受人の負担により、対応するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月19日から施行する。

（平成12年7月19日理事会で議決）

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月20日から施行する。
(平成19年9月20日理事会で議決)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月15日から施行する。
(平成23年9月15日理事会で議決)

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月14日理事会で議決)

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月19日から施行する。
(平成27年2月19日理事会で議決)

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(令和3年3月18日理事会で議決)

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月18日から施行する。
(令和8年6月18日理事会で議決)